

令和 7 年度 第 1 回管理組合理事会 議事報告

報告者：土屋

○日 時 令和 7 年 6 月 21 日（土） 15:00～16:30

○場 所 羽戸山集会所 和室

○出席者 理事兼建協委員（定数 7） 6 名
建協委員兼理事（定数 5） 3 名

1) 出席者の自己紹介

2) 報告事項

- ① 登記簿の変更完了：理事長の交代
- ② 銀行口座の名義変更を完了

3) 議題

- ① 役割分担の決定
 - ・ 議事資料作成、総会運営等の役割分担決定
- ② 今年度の事業計画 ⇒ 次回理事会にて確認
- ③ 建築協定運営委員会よりの連絡事項
 - ・ 建築協定に関する相談先の担当地域を 5 分割する（各戸回覧実施で周知予定）

以上

建築協定を守って美しい羽戸山の町並みを守り育てましょう

～建築協定運営委員会からのお知らせ～

2025年7月 建築協定運営委員会

■建築協定とは？

一定の地域の住み良い街づくりのため、建築基準法の基準を超えて、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等について基準を定めたもので、住民自らがお互いに基準を守りあっていくことを約束しあう制度です。

建築協定は、行政庁から認可を受けており、転居などで新たに住民となった方にも効力が及ぶほか、違反者に対しての法的措置も定められています。

■「宇治黄檗台住宅建築協定」の建築物に関する主な基準は？

- 1 敷地の再分割はできません。
- 2 地盤面の高さを現状より高くすることはできません。(※)
- 3 建物の外壁面等から敷地境界線までの距離は、前面道路と北側隣地境界線までは1 m以上、その他は80 cm以上なければなりません。(※)
- 4 住宅以外の用途に変更して使用したり、住宅以外の用途に改築して使用することはできません。(※)
- 5 前項により増・改築する部分の材質・色調などの意匠は、既存の建物と調和するようにしなければなりません。
- 6 高さが2 mを超える塀・囲いの設置はできません。コミュニティ道路に面する敷地は生垣としなければなりません。
- 7 屋外広告物を設置することは出来ません。(※)
- 8 できるだけ敷地内の緑化を図るよう努めてください。

※運営委員会が支障がないと認める場合など例外規定があります。

■着工前に相談・届出をお願いします！

新築・増築・改築される場合は、着工前に運営委員会に届け出て、運営委員会の承諾後に着工してください。

また、「確認申請」が不要な小規模な増築工事のほか、工事を伴わない用途の変更の場合にも、届け出ていただく場合がありますので、まずはお近くの建築協定運営委員にご相談ください。なお、建物内部のリフォーム工事や屋根・外壁の塗装工事など外形の増加がない工事は、届出は不要です。

■相談先

■宇治黄檗台住宅建築協定書

2024年度 第41回 通常総会議案書に全文記載しておりますのでご確認ください